

2013年度予算要求の回答書(その10)
今回は、8 子どもと教育の危機を打開するために③～⑧です。

8 子どもと教育の危機を打開するために

③ 教師の多忙を解消するための具体的な対策を講じて、子どもたちと向き合う時間を確保すること。

教職員の多忙を解消するための具体的な対策として、教育委員会と市長部局の協議により、夏季休業中に児童・生徒が取り組んだ各種コンクール等への応募作品を担当課が回収を行ったり、就学時健康診断を教育委員会が実施したりしています。

また、私会計として現在、小中学校36校で行われている学校給食費の取り扱いを見直し、厚木市の予算に位置付け、予算・決算・監査など市の会計ルールに基づく管理・運用を図ることで、学校給食費の徴収に際し、児童・生徒及び学校の関与をなくすことにより安全性を確保するとともに、小中学校の教職員等が携わっている給食費の徴収及び管理等に関わる事務負担を軽減し、児童・生徒に向き合う時間を増やしてまいります。(学校教育課、保健給食課)

④ 少人数学級を全学年で実施すること。また、国に対して少人数学級を拡大するように求めること。

学級編制につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下「法」という。)をふまえ、神奈川県教育委員会が定める学級編制基準に基づいて行っております。

平成23年度から文部科学省が小学校1年生について1学級当たりの編制上限を35人に引き下げており、平成24年度については、国の施策として小学校2年生について35人以下学級編制とされたことから、本市では、

国の動向を注視しながら、市独自で小学校3年生について少人数学級を実施しております。

しかしながら、全ての学年において少人数学級編制とすることにつきましては、教員の配置等の問題から現状では困難な状況であります。また、少人数学級の拡大については、神奈川県教育委員会や関係機関に対して働きかけております。(教職員課)

⑤ 学童保育は一教室当たりの定員を少なくし、希望者が全員入所できるように拡充を図ること。

学童保育の待機児童が多いクラブにつきましては、小学校の児童数も多く、一時的な余裕教室の利用が困難であります。このようなことから、地域において留守家庭等の児童を集団育成している地域児童クラブに対する育成支援を行うなど、小学校3年生までの児童の待機解消を最優先に取り組んでおります。(こども育成課)

⑥ 小中学校の障がい児介助員については、障がい特性に合わせて人員を増員し、適切な介助ができるようにすること。

教育委員会では、障害児介助員を対象として、介助に必要な知識や経験を身に付け、より円滑な介助ができるよう、毎年研修会を実施しております。

平成24年度につきましても、障害児介助員配置学級担当教員と合同の研修会を実施し、全体会では肢体不自由児、自閉症児等の適切な介助や支援の在り方について、県特別支援学校地域支援担当教諭等による講話及び演習を行い、その後の分科会では学校ごとに分かれ、担当児童・生徒の介助や支援の在り方について協議を行いました。

介助員の配置人数につきましては、介助を必要とする児童・生徒の障害等の状況に

応じて日数や人数を検討しながら配置しております。

今後も、各学校の支援体制を踏まえ、一人一人の児童・生徒の自立へ向けた支援が可能となるよう、研修の充実と適切な配置に努めてまいります。(学校教育課)

⑦ 学校図書館の充実をはかり、子どもたちが読書に親しめる環境をつくること。司書教諭が専任でできるよう教員配置を増やすなど人的措置を講じること。

学校図書館の充実を図るため、各学校におきましては、学校図書館担当教員がこどもブックライフサポーターと連携しながら、掲示物やレイアウトなどを工夫した図書館の環境づくりや、蔵書・資料の整理、読書に関する相談や支援などの様々な活動を行っております。

また、児童・生徒が本に親しみ、読むことの楽しさを味わうことができるよう、「読書月間」・「読書週間」などを設定し、児童会・生徒会活動と連携した児童・生徒の主体的な活動を展開するほか、教員による「読み聞かせ」やボランティアによる「お話し会」の実施、中央図書館の団体貸出の活用などの取組を行っております。

教育委員会では、今後も学校図書館や児童・生徒の読書活動の更なる充実に向けて、読書活動の促進を見据えた先進的な取組等の情報収集や事例紹介を行っていきたいと考えております。

司書教諭の人的措置につきましては、司書教諭は、学校図書館法第5条で、「学校には、学校図書館の専門的職務をつかさどらせるため、司書教諭を置かなければならない。」と規定されているものの、同法の附則において、司書教諭の設置の特例とし

て、学級数が11学級以下の学校においては、「当分の間、司書教諭を置かないことができる」とされております。

有資格者が限られているため、市内全校に配置することは難しい状況であります。現在は学級数が12学級以上のすべての学校において司書教諭が発令されております。

司書教諭がその職務を十分に果たすためには、専任化及び時間数の確保が必要であることは十分認識しておりますが、現状ではその条件を整えることが難しい状況にあり、常勤専任司書教諭を早期に配置するよう関係機関に対して働きかけております。

このため、こどもブックライフサポーターを全校に配置し、補佐的な立場として司書教諭の業務遂行に取り組むとともに、各学校では、校務分掌上の工夫などを行い、司書教諭としての活動が有効に進められるように、取組の工夫をしているところです。

今後とも司書教諭がその職務に効率的に取り組むことができるよう、こどもブックライフサポーターのより効果的な活用を図ってまいります。(学校教育課、教職員課)

⑧ 高等学校通学費助成制度を創設し、保護者の負担軽減を図ること。

本市では、授業料以外で費用が高額で負担が大きいものに焦点を当て、教育課程の上では特別活動の1つの学校行事の中に位置づけられている修学旅行費の経費の一部について、家庭の経済的な理由により修学旅行に参加することが困難である生徒又はその保護者に対して支給することにより、経済的な負担の軽減を図る高等学校等修学旅行費支援金制度を実施しておりますので、新たに高等学校通学費助成制度を創設する予定はありません。(学校教育課)

